

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊搜一第90号

令和7年3月7日

誘拐事件等の犯罪被害の可能性のある行方不明事案に対する適切な対応について（通達）

見出しのことについては、「誘拐事件の可能性のある行方不明事案への的確な対応について（通達）」（令和2年4月10日付け熊搜一第153号）により実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添「誘拐事件等の犯罪被害の可能性のある行方不明事案に対する適切な対応について（通達）」（令和7年2月21日付け警察庁丁捜一発第23号、丁人少発第127号）が通達されたことから、今後、同種事案の取扱いについては、同通達に基づき実施することとした。

なお、旧通達は、廃止する。

※ 警察庁通達「誘拐事件等の犯罪被害の可能性のある行方不明事案に対する適切な対応について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。